

第 5 次

大湊村行財政改革大綱

～信頼と期待に応える行政を目指して～

令和 8 年 3 月

目 次

I	第5次行財政改革大綱の策定について	1
1.	策定の趣旨	1
2.	村の現状と課題、行財政改革の必要性	1
3.	第5次行財政改革の基本的な考え方	1
(1)	計画期間	1
(2)	行財政改革大綱の位置付け	2
(3)	基本理念と基本方針	2
(4)	実施計画体系図	3
4.	推進体制と進捗管理	4
II	第5次行財政改革の具体的な取組	5
	基本方針1 住民ニーズに対応した行政サービス	5
	基本方針2 持続可能な（未来につなげる）行財政運営	6
	基本方針3 効果的で効率的な組織機構の構築	7
	【資料編】	
	資料編1 大潟村DX推進基本方針	9
	資料編2 大潟村中期財政計画	16
	資料編3 大潟村定員管理計画	25

I 第5次行財政改革大綱の策定について

1. 策定の趣旨

本村では、平成16(2005)年3月に自立自治体としての行財政改革の指針となる「大潟村行財政改革大綱」を策定して以降、時代の変化に応じた行政課題に対応するための改訂を重ねてきました。

近年は少子高齢化や人口減少が進展し、行政ニーズはますます多様化・複雑化してきており、社会変化に対応した効果的・効率的な行政運営がより一層求められています。

このような中、現在は行政改革と財政改革を一体的に推進するための指針として策定した「第4次大潟村行財政改革大綱」に基づき取組を進めていますが、その推進期間が令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までとなっていることから、令和8(2026)年度から始まる新たな指針として「第5次大潟村行財政改革大綱」(以下「第5次大綱」という。)を策定するものです。

2. 村の現状と課題、行財政改革の必要性

少子高齢化や人口減少の進展に伴い社会保障費が増大するなど、国や地方公共団体の財政状況は非常に厳しくなっています。特に地方公共団体においては、東京への人口集中が進み、生産年齢人口が減少し、今後もより一層厳しい財政状況になることが予想されます。

このような中、本村においては、令和8年3月に村の最上位計画に位置づけられる「第3期大潟村総合村づくり計画及び第3期大潟村コミュニティ創生戦略」(以下「総合村づくり計画」という。)を策定し、長期的展望のもと、持続可能な村づくりの取組を進めていくこととしています。

人口減少や少子高齢化の進展、急速に進展するデジタル化、自然災害のリスク増大など、多様化・複雑化する行政需要の対応に加え、不安定な国際情勢の影響による物価上昇など、社会要因による課題は山積しています。今後も持続可能な行政運営を行っていくためには、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を効果的・効率的に活用し、健全な行財政運営の指針として、第5次大綱を策定し、それに基づいて一層の行財政改革を推進していくものです。

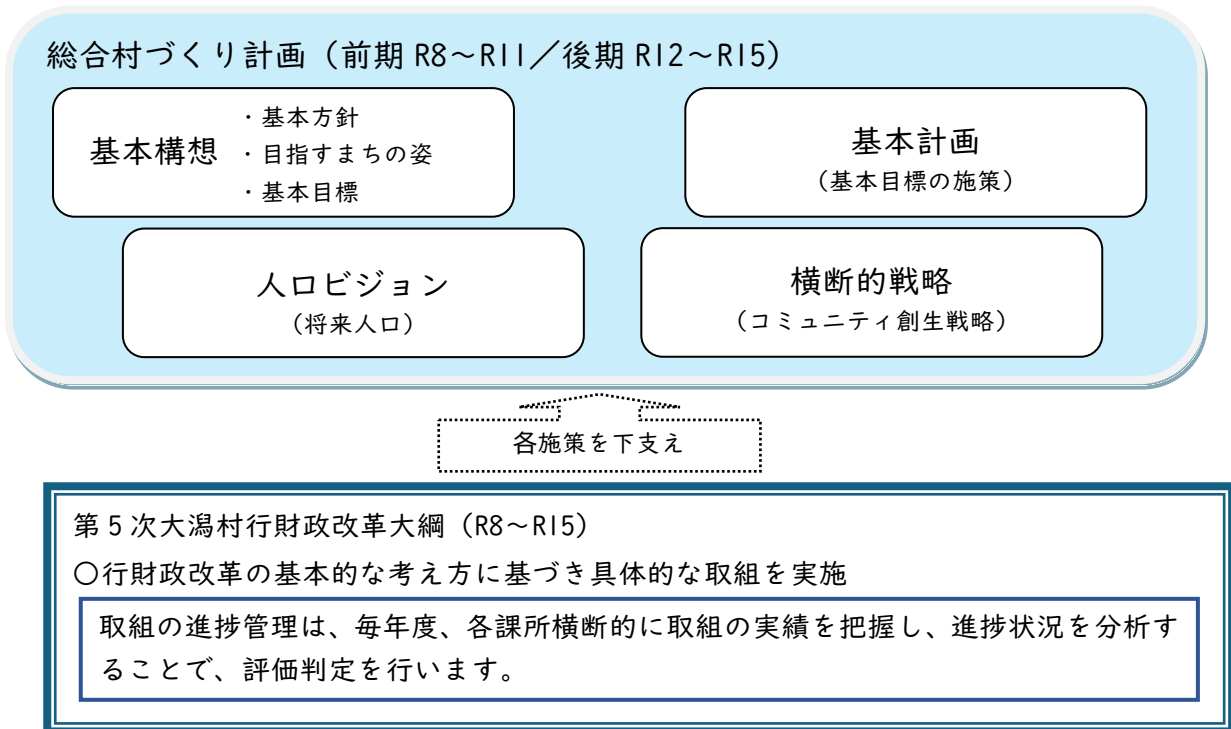
3. 第5次行財政改革の基本的な考え方

(1) 計画期間

第5次大綱は、総合村づくり計画で掲げた各施策を着実に推進する観点から、計画期間を合わせ、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度の8年間を計画期間とします。

	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
大潟村総合村づくり計画	----->	----->	----->	----->	----->	----->	----->	----->
		前期基本計画			後期基本計画			
第5次大潟村行財政 改革大綱	----->	----->	----->	----->	----->	----->	----->	----->

(2) 行財政改革大綱の位置付け



(3) 基本理念と基本方針

基本理念

総合村づくり計画の基本構想で示す、目指すまちの姿「継承と挑戦で未来を拓く 希望の大地」の実現に向けて、限りある経営資源をより効果的・効率的に活用し、信頼と期待に応える持続可能な行財政運営体制の確立を目指します。

基本方針1 住民ニーズに対応した行政サービス

多様化・複雑化する行政ニーズに対応するため、職員のスキル向上を図りながら、利便性の高い行政手続の整備や、※DXの推進による内部事務の効率化を推進し、行政運営の効率化による質の高い行政サービスの提供を図ります。

基本方針2 持続可能な(未来につなげる)行財政運営

計画的な行財政運営に取り組むことで、将来にわたり安定した行財政基盤の確立を目指します。

基本方針3 効果的で効率的な組織機構の構築

人材育成の強化とともに、職員の※ワーク・ライフ・バランスを実現するための働きやすい職場環境の整備と、適正な組織体制の推進に取り組むことで、時代の変化に対応できる行政組織の構築を目指します。

※DX(デジタル・トランスフォーメーション)：

単なるデジタル化やICT(情報通信技術)の活用ではなく、デジタル技術を手段として用い、事業や働き方に革新をもたらすこと。

※ワーク・ライフ・バランス：

仕事と生活の調和。

(4) 実施計画体系図

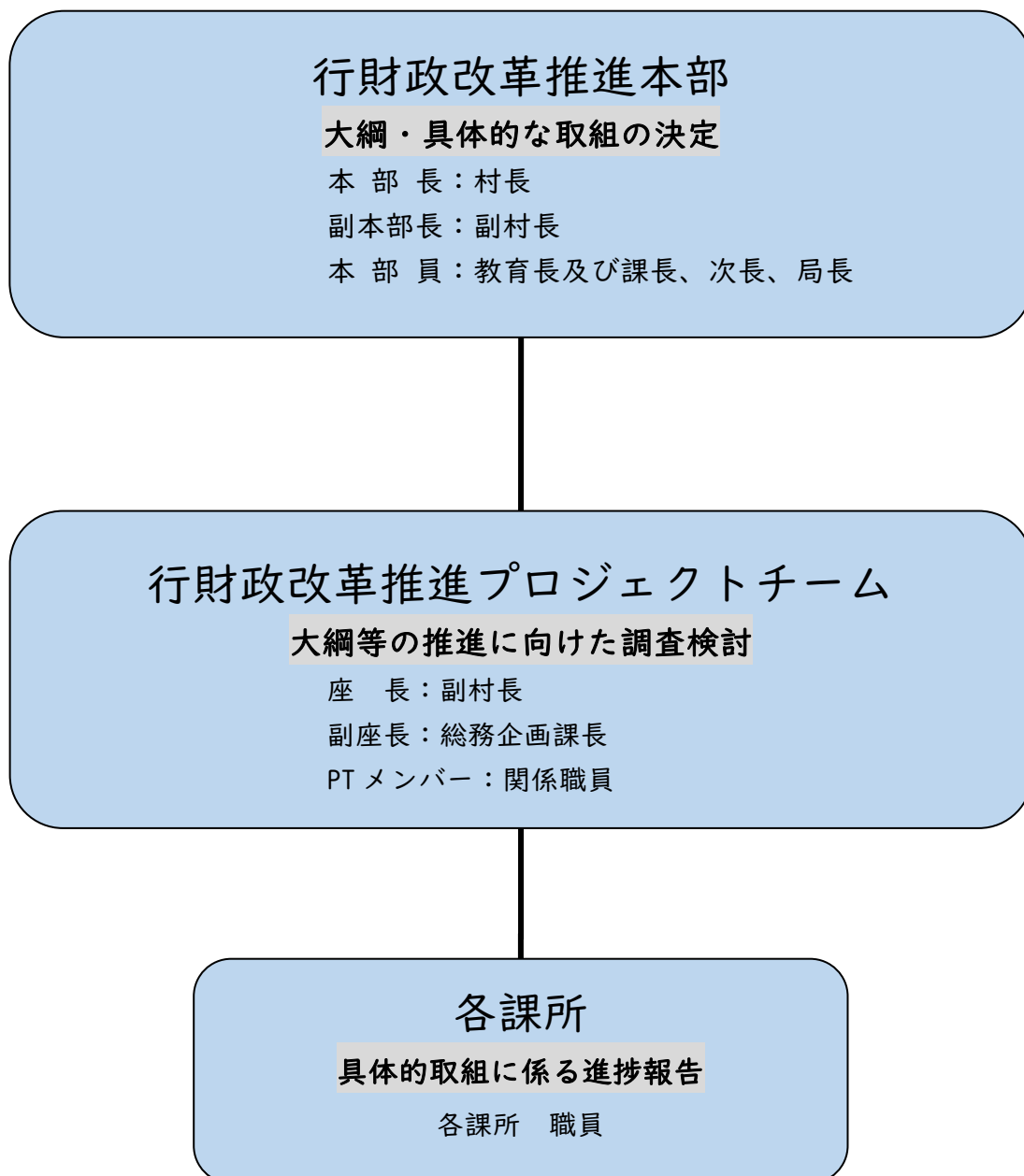
基本方針	取組項目	具体的な取組
1 住民ニーズに対応した行政サービス	(1)業務改善の推進(より良い行政サービスの提供)	1)※アウトソーシングの推進 2)民間手法(PPP、PFI、指定管理等)の導入 3)住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握
	(2)行政情報の発信と行政DXの推進	1)ホームページ、SNS等を通じた各種手続き等の情報掲載、発信強化 2)DXの推進による業務効率化の促進と、村民がデジタル技術を活用して円滑に行政サービスを受けられる環境の構築
2 持続可能な(未来につなげる)行財政運営	(1)公共施設の効率的運用と適正管理	1)公共施設の計画的な管理による費用負担の軽減・平準化
	(2)村有財産の有効活用の推進	1)未利用地の利活用の推進と自主財源の確保
	(3)行政経費(事務事業)の見直し	1)事務事業、補助金の見直し 2)業務の効率化と効果的な施策・事業の展開
	(4)中期財政計画	1)財政基盤の強化と財政健全化
3 効果的で効率的な組織機構の構築	(1)人材育成と適正な行政組織体制の推進	1)人材の育成と職員のモチベーション向上への取組 2)メンタルヘルス向上等への取組 3)組織の内部リスク管理体制の強化
	(2)効率的な組織づくり	1)組織体制の最適化

※アウトソーシング：

業務の一部を外部の専門業者等に委託することで、効率化やコスト削減を図る手法。

4. 推進体制と進捗管理

第5次大綱は、総合村づくり計画と関連・連動するものであり、一体的に取り組んでいくとともに、行財政改革推進本部やプロジェクトチームが中心となり実務担当職員各々が行財政改革の取組を積極的に実行するため、実施段階で評価、分析による進捗状況を客観的に捉え、必要に応じて改善しながら取り組みます。



Ⅱ 第5次行財政改革の具体的な取組

基本方針Ⅰ 住民ニーズに対応した行政サービス

(1) 業務改善の推進（より良い行政サービスの提供）

1) アウトソーシングの推進

- 各業務のプロセスにおいてアウトソーシングの活用可能性を検討し、積極的な活用を図ることで、コストの抑制、民間ノウハウによる質の高い行政サービスを提供します。

2) 民間手法(PPP、PFI、指定管理等)の導入

- 指定管理者制度を活用した適切な管理と、施設整備等における公民連携の活用により利用者の利便性向上を図ります。
- 多様化・複雑化する利用者ニーズに対応するため、指定管理施設においては、指定管理者との情報共有を密にし、現状把握と適切な指導助言を行うために必要な評価を実施していきます。
- 令和9年度の供用開始に向けて増改築整備を行っている村民体育館について、管理運営に積極的に民間活力を活用できるよう官民連携手法を検討していきます。

3) 住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握

- 諮問、検討機関等の委員への住民参画が進んでいる一方、自治会や各種団体の役職者への依頼頻度が高く、負担に感じるという声もあり、住民参画の手法を検討していきます。また、各種計画策定においては、年齢やライフスタイルに応じた多様な住民意見の収集等、効果的な住民ニーズの把握に努めます。

(2) 行政情報の発信と行政DXの推進

1) ホームページ、SNS等を通じた各種手続き等の情報掲載、発信強化

- 村民等が必要とする情報を迅速かつ的確に得られるよう、時代に即したデジタルツールの活用を推進するとともに、ホームページ等を適時更新し最新情報を村民に提供します。

2) DXの推進による業務効率化の促進と、村民がデジタル技術を活用して円滑に行政サービスを受けられる環境の構築(別添「DX推進基本方針」)

- 急速に進展するデジタル化に対応するため、デジタル分野の研修を充実させるとともに、行政ニーズに対応できるデジタル人材の育成にも取り組み、庁内業務における生成AIを活用した資料作成、企画立案のアイデア出し、データ分析など業務効率化を図ります。
- 来庁者へ質の高いサービスを提供するため、デジタル技術を活用した窓口環境を整備するとともに、職員の接遇力の向上を図ります。
- 会議資料等のデジタルデータ配布によるペーパーレス会議の推進等により、資料の印刷・配付作業に要する業務量やコストの削減、書類保管場所の省スペース化を図ります。
- 行政事務の遠隔監視や遠隔管理をすすめ、人手不足への対応と業務の効率化を図ります。

基本方針 2 持続可能な（未来につなげる）行財政運営

(1) 公共施設の効率的運用と適正管理

1) 公共施設の計画的な管理による費用負担の軽減・平準化

○公共施設の老朽化の進行が見込まれる中、計画的な施設の長寿命化（修繕・維持補修）、脱炭素化を推進し、維持管理コストや施設の維持管理体制の整備などを含めライフサイクルコストの縮減とともに、未活用施設の廃止、除却等による総量の適正化に取り組みます。

(2) 村有財産の有効活用の推進

1) 未利用地の利活用の推進と自主財源の確保

○将来的にも公共用地として活用しない村有財産について、売却や貸付を含めた有効活用を進めるとともに、各公共施設における施設使用料等については、現在の社会経済情勢を考慮した見直しと受益者負担の適正化を推進します。

○分譲宅地（西1丁目3番地 26区画）の販売を促進し、歳入確保と管理経費の削減を図ります。

(3) 行政経費（事務事業）の見直し

1) 事務事業、補助金の見直し

○所期の目的が達成されているもの、効果が希薄化しているものなどは、関係者との対話により積極的な縮小・廃止を進めることで、新たな事業などへの経営資源の再配分を図ります。

○第三セクターについては、経営改善の継続的な推進を図り、安定した健全経営を行うため、相互連携を図りながら定期的な経営状況の把握による課題の明確化と、その解決に向けた適切な関与に努めます。

2) 業務の効率化と効果的な施策・事業の展開

○将来的な行政サービスの維持・向上と持続可能な行財政運営を目指し、各施策及び各事業の有効性、必要性、効率性等の評価と、既存業務の取捨選択や統合等の検討を行うことで、より効果的・効率的な業務に取り組みます。

○正職員が担っている各業務について、業務の性質や難易度に応じて担い手の見直しを行い、会計年度任用職員の活用による負担軽減を図るなど職員個々の能力を最大限発揮する環境整備を図ります。

(4) 中期財政計画（別添「中期財政計画」）

1) 財政基盤の強化と財政健全化

○ふるさと納税の推進や基金の管理運用、適正な債権管理を通じた自主財源の確保を図るとともに、財政計画の策定による大規模事業、公共施設の長寿命化経費及び地方債計画（国営かんがい排水事業負担金等）等を見込んだ中・長期視点に立った健全な財政運営に取り組みます。

○公営企業である簡易水道事業、下水道事業については「経営戦略」に基づく健全な経営を維持するため、適正な債権管理による収益確保に努めます。

基本方針 3 効果的で効率的な組織機構の構築

(1) 人材育成と適正な行政組織体制の推進

1) 人材の育成と職員のモチベーション向上への取り組み

- 職員が業務に順応するために必要な、新たな知識や技能の獲得(研修やリスキリング)・向上(スキルアップ)が図れる環境を整え、組織に必要な人材を計画的かつ体系的に育成します。
- 体系的な人材育成に外部研修、派遣研修等の活用の充実に加え、eラーニングや職員の自発的学習を促進し、様々な行政課題に柔軟に対応できる人材育成に取り組みます。
- 人事評価の結果を昇任や処遇等の人事管理に適切に反映させることで、組織力や職員のモチベーション向上を図るとともに、管理職研修を通じてマネジメントを強化し、質の高い行政サービスが提供できる体制を構築します。

2) メンタルヘルス向上等への取り組み

- メンタルヘルス不調により病気療養をする職員が増加することは、住民サービスの低下を招くとともに、他の職員の負担増加、モチベーション低下につながることから、職員の相談体制の強化・充実に努める等、早期発見・早期対応できる体制を整えます。
- 労働時間の改善、ハラスメント対策など、職員が働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

3) 組織の内部リスク管理体制の強化

- 持続可能な行政サービスの提供に向け、法令等を遵守し適正に業務を執行するため、財務・情報・文書取扱に関する事務に潜むさまざまなリスクを認識し、これらに対する組織的な取り組みとして内部チェック機能の充実に努めます。

(2) 効率的な組織づくり

1) 組織体制の最適化

- 業務量や業務内容を踏まえた組織の見直しによる適正な定員管理(別添「大潟村定員管理計画」)と、社会情勢の変化に対応した効率的な行政運営の推進と、村民に分かりやすい組織体制の構築を図ります。
- 定年引き上げに伴い、対象となる職員の知識、技能、経験等を最大限活用できる適材適所の職員配置に取り組みます。
- 複雑化する行政課題に対し、特定の部署だけでなく、複数の部署が協力して課題解決にあたるプロジェクト型組織の導入や、広域連携による相互協力や共同業務の推進を通じて、迅速かつ総合的な対応力を高め、組織全体のパフォーマンス向上に取り組みます。

資料編

資料編Ⅰ 大潟村DX推進基本方針

1. 方針策定の背景

近年の急速な情報通信技術(ICT)の発展や人口減少・少子高齢化などの社会情勢の変化がおこる中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式の実践や行政分野におけるデジタル化の遅れが課題となりました。

そこで国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化を強力に推進する方針を示しました。特に自治体が重点的に取り組むべきデジタル化については、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」という形で内容が具体化されております。

このような背景を踏まえ、大潟村でもデジタル関連の新たな取組を進め、様々な課題に対しデジタル技術を活用することで、さらなる「村民サービスの向上」と「業務の効率化」を推進しているところです。しかしながら、各部署でそれぞれがデジタル関連事業を進めてはいるものの、部署間の連携について一元的にとりまとめる仕組みが無く、担当者間での情報共有程度に留まっているのが現状でした。現在、デジタル関連のサービスは非常に多岐に渡り、地方自治体では様々なサービスから最適なものを効率的に選定していく必要性が高まっています。

こうした背景を踏まえ、情報通信技術(ICT)の動向など最新の状況を絶えず把握しつつ、既存のデジタル関連事業や導入を検討するデジタルサービスとの関連性を考慮しながら、新たな日常に対応した村民サービスおよび村役場業務への変革を全庁的に推進するため、「大潟村DX推進基本方針(以下「基本方針」)」を策定します。

2. 大潟村のデジタル化の現状

本村では、社会情勢の変化等にデジタル技術を活用して対応し、時代のニーズに応えるべく、様々な取組みを進めてきました。

平成27年度には秋田県町村電算システム共同事業組合に立ち上げから参画し、住民情報や税、福祉などの基幹系業務システムについて、共同利用を開始しました。

また、令和5年度には簡易な申請やアンケート等のオンライン化、在宅勤務に対応するためのテレワークシステム、庁内チャットツール、令和6年度には各種証明書のコンビニ交付、施設予約のオンライン化を開始しました。さらに、水道事務の一部システムにおいて遠隔監視・遠隔操作環境を導入し、翌年度となる令和7年度より水道料金の遠隔検針を一部開始したほか、令和7年11月にはWindows10のサポート終了に伴いインターネット環境を仮想化し、それまでLGWAN用とインターネット用で使い分けていた端末やメール環境を1台に統合しました。それ以外にも、グループウェアや庶務管理、財務管理、文書管理等の内部情報システムの共同利用も行っています。

ただ、これまでのデジタル関連事業については、各担当課がそれぞれの思いで導入を進めてきており、庁内全体の意思統一を図る枠組みはありませんでした。一つ一つの事業の効果だけではなく、連

携による相乗効果や、庁内全体のニーズの把握、事業を推進するための意識の醸成を図り、より効果的に事業を推進するため、全庁的に統一された枠組みの策定が急務となっています。

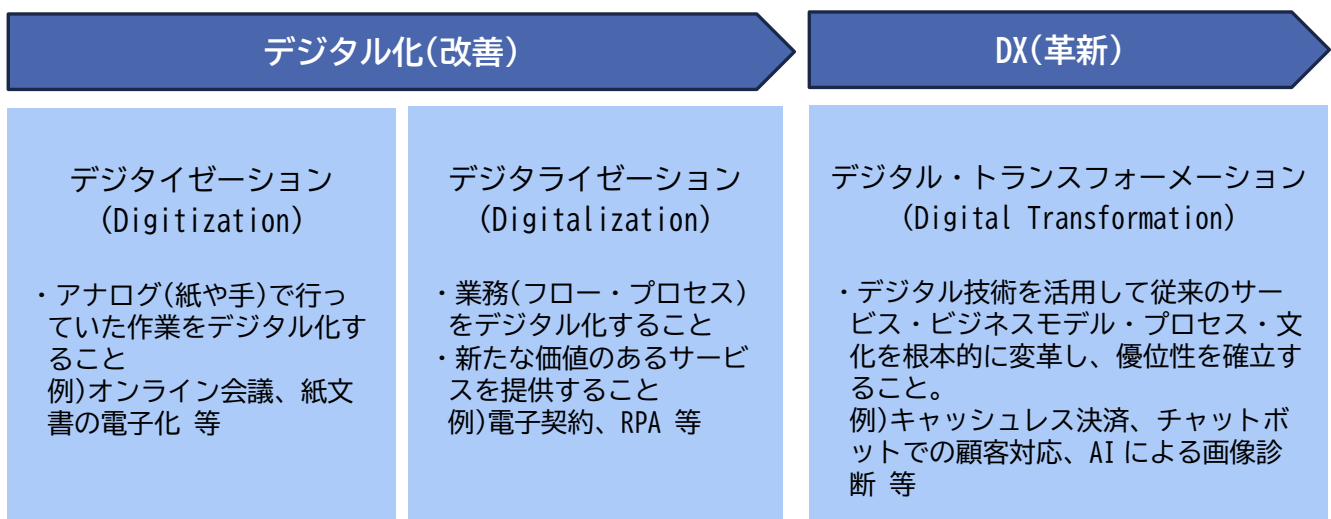
3. DXとは

DX(Digital Transformation)は、その名のとおり「デジタルによる変革」を意味します。ただ何かをデジタルに置き換えるだけでは、DXとはいえません。

国によるデジタル・トランスフォーメーション(DX)の定義は以下のとおりです。

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを
もとに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企
業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること(経済産業省『DX 推進ガイドライン』より引用)

DXを実現するためのステップとして、一般的には以下の3ステップがあるとされています。



本方針では、デジタル化の2ステップについても『それらの組み合わせ等によりDXへとつながるもの』については、広義のDXとして扱います。

4. 基本方針の位置づけ

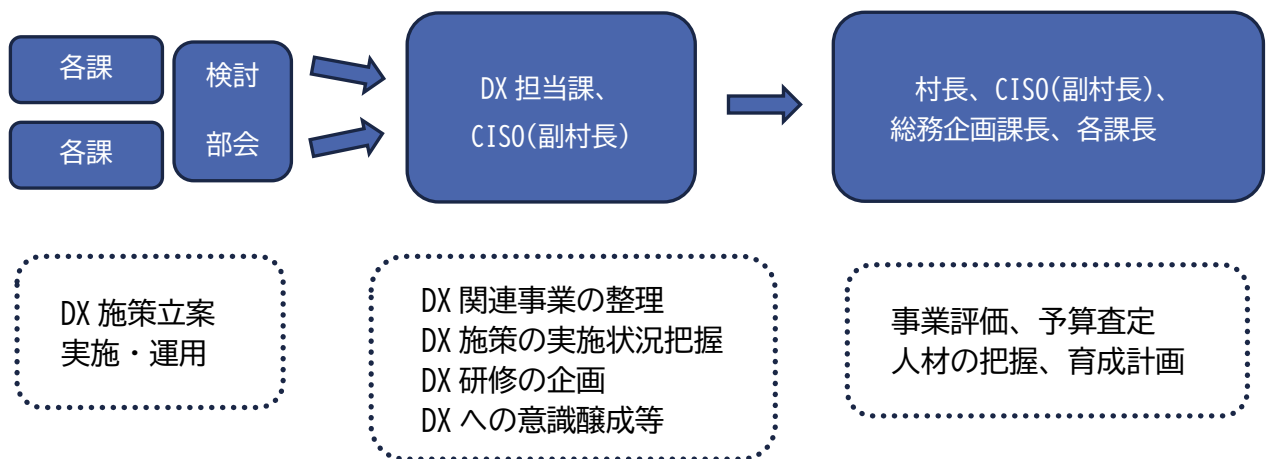
本方針は第3期大潟村総合村づくり計画における目指すまちの姿となる「継承と挑戦で未来を拓く希望の大地」を実現するため、村のDXに関する取組みの推進方針を示すものとなります。

また、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示す方向性を踏まえ「自治体DX推進計画」の重点取組事項に対応するための村の方針として位置づけます。

5. 推進体制

自治体DXの取組は、単なる業務のデジタル化に留めるのではなく、全庁的・横断的な推進体制を整備する必要があります。各業務主管課や必要に応じて設置された検討部会から提案されたDX推進施策について、DX担当課及びCISO(最高情報責任者、村では副村長)において様式『DX関連事業一覧・評価シート』により取りまとめ・事業関係性の評価を行い、最終的な方針の決定や施策の採択については村長とCISO、CISO補佐官(総務企画課長)により行われます。DX推進に村長や管理職によるリーダーシップや強いコミットメントが重要となるため、必要に応じて各課所属長を意思決定の場に参集します。

また、DXの推進には職員全体のDXへの取組意識向上に加え、『DXに求められる知識・スキル・意識を有し、推進の中核となる人材』が重要となります。そのような人材を育成するため、体系的・計画的に人材育成を行います。



6. 取組方針

村では、DXの取組を3つの柱に分類し、デジタル技術の利活用を積極的に進めていきます。村民がいつでも・どこからでも、行政サービスが受けられる環境を整備し、誰もが住み続けたい・住んでみたいと思う、快適・便利でゆとりのあるまちの実現に向け、限られた職員でも持続可能で質の高い行政サービスを確保していきます。

- (1) 村民のくらしを便利に
- (2) つながる村民の輪
- (3) 効率化に向けて変革し続ける役場

7. 取組概要

国の「自治体DX推進計画」では、自治体に対して「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」とともに「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことを求めており、重点取組事項を提示しています。この中で「テレワークの推進」については令和5年度に環境整備を完了しており、また「自治体情報システムの標準化・共通化」は令和7年度中に対応完了予定であるため、それらを削除し「地域活動の活性化」を新たな重点目標に加え、3つの取組方針に沿ってこれらの重点取組事項に対応していきます。

重点取組事項

- 自治体フロントヤード改革の推進 ○マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- セキュリティ対策の徹底 ○自治体の AI・RPA の利用推進 ○公金収納における eLTAX の活用
- 地域活動の活性化

(1) 村民の暮らしを便利に

デジタルを活用し、村民の生活をもっと便利にしていきます。

各種手続のオンライン化、知りたい情報を適宜知ることができる仕組み等をわかりやすく提供することにより、便利で快適な生活へ変えていきます。

<関連する重点取組事項>

- 自治体フロントヤード改革の推進
- マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- 公金収納における eLTAX の活用

(2) つながる村民の輪

DXは役場だけが進めるものではありません。

デジタルの活用によって、誰もが村づくりに参画し、誰もが恩恵を受けられる仕組みを実現することで、より良い村を次の世代へ引き継いでいきます。

<関連する重点取組事項>

- 地域活動の活性化

(3) 効率的に変革し続ける役場

デジタルを活用し、業務の効率化を進め続けていきます。

業務負荷の軽減は、より効率的な姿への変革を恐れない組織風土の醸成につながり、持続的に改善を続ける良いサイクルが生まれます。

<関連する重点取組事項>

- セキュリティ対策の徹底
- 自治体の AI・RPA の利用推進

8. 各事業の概要(令和8年3月時点)

各事業について、概要及び対応する取り組み方針を以下に示します。

「検討中」は検討段階にあるもの、「参考」については、他自治体の事例から今後検討する可能性があるものを参考情報として掲載しています。また、導入済であっても、今後の機能拡張が予定されているものもあります。

対応する 取組方針	事業	状況	取組内容
村民のくらし を便利に	オンライン申請・施設 予約	導入済	会議やイベントの出欠報告・アンケート等のスマートフォンによるオンライン申請、公民館・体育館の予約のオンライン化に対応しています。
	コンビニ交付	導入済	マイナンバーカードを使用し、住民票や戸籍等の各種証明書をコンビニで取得できます。
	村民への情報提供	導入済	SNSを活用し、村民への情報提供を行います。 また、広報も電子化してホームページに掲載しています。
	キャッシュレス決済	検討中	役場窓口での支払いをキャッシュレス化します。 村税の支払等に、コンビニ等でのキャッシュレス決済が一部対応しています。
	書かない窓口・ ワンストップ窓口	検討中	窓口での申請書の記入を不要とし、必要な手続きを自動的にリストアップすることで手続き漏れを防ぎます。申請内容を基幹システムに連携する拡張機能もあります。
	マイナンバーカードを 活用したオンライン手 続	検討中	マイナンバーカードやSNSアプリケーションを活用し、従来は窓口での本人確認を伴っていた手続きをオンラインで行います。一部の手続きは対応済です。
つながる 村民の輪	自治会活動支援・ 官民連携	参考	自治会活動支援として、連絡用アプリや、官民が連携するためのプラットフォーム等の導入を検討しています。
	観光DX	参考	AI・IoT・ビッグデータ等のデジタルデータを活用し、旅行体験の向上、新たなコンテンツや付加価値の創出等、観光業の充実を図ります。
効率的に向け て変革し続け る役場	基幹業務システム の共同利用	導入済	業務システムについて、県内12町村が共同で利用することにより、スケールメリットによる利用料・システム改修費の圧縮や、情報共有による効率化を行っています。
	テレワーク環境の整備	導入済	職員が自宅や出張先からLGWAN端末にアクセスし業務を遂行できる環境を整備しています。
	インターネット仮想 化・メール統合	導入済	LGWAN環境下で仮想ブラウザによるインターネットアクセスを可能としています。また、LGWAN環境下でインターネットメールの送受信も可能とすることで、業務の効率化を図っています。
	業務支援AIの導入	導入済	業務支援向けに生成AIを導入しています。文書作成、情報収集等に活用しています。
	遠隔操作・遠隔管理	導入済	各種システムの管理端末、水道メーター等を遠隔で監視・操作できるようにします。
	LGWAN ネットワークの 無線化	検討中	会議室等無線のLGWAN接続環境を整備することで、会議等での資料参照や会議室での業務遂行、テレワークの実施等を可能とします。
	ゼロトラストへの移 行、ネットワーク刷新	検討中	デジタル庁が進める「三層分離の廃止」「ゼロトラストへの移行」に対応します。既存の資産を活用しながら移行できるよう、ネットワークの整備を計画的に進めていく必要があります。

9. ロードマップ

令和15年度までの各事業について、現時点で実施しているもの、これから実施する可能性のあるものを以下にまとめます。

取組方針	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
村民の くらし を便利 に	オンライン申請、施設予約							
	コンビニ交付							
	村民への情報提供							
	キャッシュレス決済							
	書かない窓口・ワンストップ窓口							
	マイナンバーカードを活用したオンライン手続							
つなが る村民 の輪	自治会活動支援・官民連携							
	観光 DX							
効率的 に変革 し続け る役場	基幹業務システムの共同利用							
	テレワーク環境の整備							
	インターネット仮想化、メール統合							
	業務支援用 AI の導入							
	LGWAN ネットワークの無線化							
	ゼロトラストへの移行、ネットワーク刷新							

導入済

検討中

参考

10. 用語集

用語	説明
AI	「Artificial Intelligence」の略。日本語では「人工知能」を意味する。AIは一般的に、人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせる技術。
CISO	Chief Information Security Officer(最高情報セキュリティ責任者)の略で、企業などの組織における情報セキュリティを統括する最高責任者の役職。
eLTAX	地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。
LGWAN	「Local Government Wide Area Network」の略称で、都道府県・市区町村を相互に接続する行政専用のネットワークのこと。
RPA	「Robotic Process Automation」の略。PCなどのコンピュータ上で行われる作業を人の代わりに自動で行うソフトウェア。
オンライン化	情報やサービスをインターネット上で利用できるようにすること。
書かない窓口	マイナンバーカード活用し、来庁者が各種手続きや証明書交付申請、住民異動届等について、その一部を「書かない」ようにすることで、窓口での手続きがより簡単になるシステム。他窓口との連携を行うワンストップ窓口を含む場合もある。
グループウェア	庁内のコミュニケーションを円滑にし、業務効率化を促進するためのソフトウェア。
自治体の情報システムの標準化・共通化	自治体の情報システムのうち、住民基本台帳や税金などの、主に村民に直接関係する行政サービスに関するシステムについて、国が策定する標準的な仕様書に準拠したシステムに移行することで、情報システムの調達時のコスト低減、住民サービス向上及び行政の効率化を進めることを目的とする。
セキュリティポリシー	組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。
ゼロトラスト	「何も信用しない」ことを前提に、ユーザー情報の信用による認証を廃止し、すべてのユーザーからのアクセスを都度検証することで情報資産への安全なアクセスを確保する手法。
テレワーク	ICTを活用した、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる勤労形態のこと。Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。
デジタル化	デジタル技術を取り入れこれまでアナログで管理していた業務をデジタル上で運用・管理していくことで、従来にはなかった利便性を生み、業務効率化を図るといった取り組みのこと。
ノーコードツール	プログラミングの知識や技術がなくても、用意されたシステムパーツを配置するだけで簡単にアプリケーションやWebサービスのシステム構築が出来るツール。
ぴったりサービス	国が運営するマイナンバーカードを活用したマイナポータルの電子申請機能。
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認したりできる。

資料編2 大潟村中期財政計画

1. 財政計画の概要

(1) 作成の趣旨

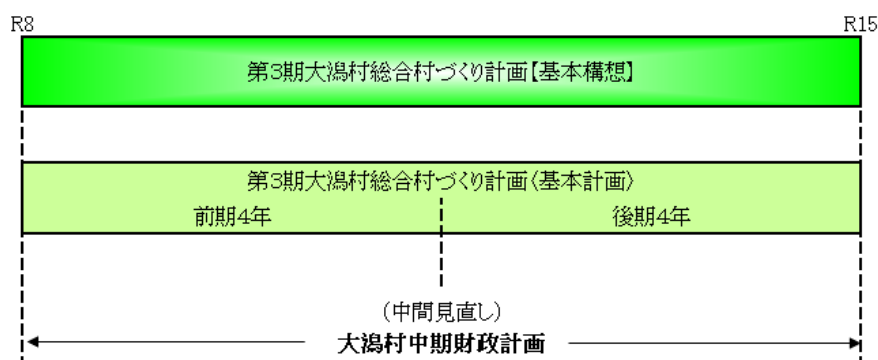
大潟村では、第2期大潟村総合村づくり計画(平成30年3月策定)に基づき計画的な村政運営に努めてきましたが、この間、コロナ禍の到来や世界情勢に端を発した物価上昇、さらには長らく続いたいわゆるゼロ金利政策からの転換による金利上昇など、大きな環境変化がありました。

村の財政を取り巻く環境を見ても、国営かんがい排水事業の開始に伴う継続的な基金の積み増し、米不足に伴う米価高騰、上下水道事業の公営企業化など大きな変化がありました。さらに、歳入で最も大きな割合を占める地方交付税については国税収入の上振れを背景に増加傾向に転じており、地方交付税の財源不足を補うための臨時財政対策債は令和7年度より発行されないこととなりました。

こうした状況の中、本計画は、今後の新たな8年間の方向性を示す第3期大潟村総合村づくり計画や第5次大潟村行財政改革大綱の検討過程、決算状況の推移、大潟村公共施設総合管理計画など他の計画との整合を図り、大規模事業の見込なども踏まえたうえで今後8年間の歳入歳出等の推計を行い、持続可能な村づくりの取組を財政面からも担保し、健全な行政運営を維持していくため、中長期的な財政状況の見通しと今後の財政運営の方向性を示すものです。

(2) 計画期間

令和8年度から令和15年度までの8年間を計画期間とします。なお、第3期大潟村総合村づくり計画基本計画と合わせ、4年目に中間見直しを実施するものとします。



(3) 対象範囲

対象範囲は、一般会計のみとします。

(4) 推計条件の概要

推計にあたっては、令和7年度予算を基準とし、これまでの財政状況の推移や、人口推計、国の経済見通し等の事項を加味し、大規模事業や他の計画との整合性を図ったうえで推計を行いました。

※ 各図表は、表示数値未満四捨五入のため、積上げと合計が合わない場合があります。

2. 全般的な推計の条件

財政全般の推計条件は以下のとおりです。

(1) 歳入：項目別説明

歳入	1. 地方税	各税目の推計は以下のとおりです。 ○村民税 ・個人村民税は米価及び単収と深い相関があることから、これらの値の近似直線から推計します。収量については過去10年の平均を採用し、米価は相対取引価格により、令和7年度産米をピークに令和8年度産米以降は令和6年度産米と同程度になるものとして推計します。 ・法人村民税は、個人村民税ほどの相関は見られません。今後、農地集積により農地所有適格法人の増加も見込まれますが、大きく増加するとは言えず、令和7年度予算と同額と推計します。 ○固定資産税 ・土地・家屋・償却資産分は安定的な財源として令和7年度予算と同額を見込みます。 加えて、西1丁目3番地の宅地分譲分及び村内企業の新規固定資産分を見込んだ推計とします。 ○その他の税目 ・軽自動車税(種別割・性能割)は令和7年度予算と同額と推計します。 ・たばこ税は令和8年度から11年度まで税制改正により増税されますが、対象は国税部分のため、令和7年度予算と同額の推計とします。 ・入湯税はコロナ禍で落ち込んでいた客数が回復傾向にあり、今後も維持していく目標として、令和7年度予算と同額の推計とします。
	2. 譲与税交付金等※	基本的には令和7年度の水準を維持すると見込み、横ばいの推計とします。なお、地方揮発油譲与税については、暫定税率の廃止と過去のトレンドから減額の推計とします。
	3. 地方交付税	基準財政需要額の推計から基準財政収入額の推計の差し引きによる推計とします。基準財政収入額は本計画における税収等に連動し、基準財政需要額は過去のトレンドから令和7年度を基準に年1%の増を見込んでいます。令和8年度の税収の増により令和9年度は一時的に減少しますが、その後は増加傾向の推計とします。
	4. 分担金及び負担金	令和7年度の水準を維持すると見込み、横ばいの推計とします。
	5. 使用料及び手数料	令和8年度からの保育料無償化を見込んだうえで、横ばいの推計とします。
	6. 財産収入	財政調整基金及びかんがい排水施設整備基金の債券運用による利子、分譲地の宅地売却収入を見込んだ推計とします。
	7. 寄附金	令和7年度の水準を維持すると見込み、横ばいの推計とします。
	8. 繰入金	ふるさと応援基金積立金については寄附された翌年度に全額繰り入れる運用としています。また、財政調整基金から年額1.5億円の取崩しを計上していますが、実際は前年度繰越金が充てられるものと考えられます。
	9. 繰越金	年額1,000万円と見込みます。
	10. 諸収入	経常的収入と臨時的収入に分けて過去のトレンドを分析し、経常的収入については令和7年度の水準を維持、臨時的収入は年額2,000万円を見込み、横ばいの推計とします。
	11. 村債	令和8年度は体育館増改築改修工事、防災行政無線設備更新工事に係る起債を見込み、以降は公共事業等債(道路及び農業農村整備事業)、公共施設等適正管理推進事業債、市町村振興資金等で年額2億円を見込みます。

※地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

(2) 歳出：項目別説明

歳 出	1. 人件費	定員管理計画による人員の増及び特別職の報酬改定に加え、基準財政需要額の推計に伴う年1%の増額を見込んだ推計とします。
	2. 扶助費	基本的には令和7年度の水準を維持すると見込みますが、扶助費の中で最も大きい割合を占める児童手当については、第3期大潟村総合村づくり計画における将来人口の目標値(以下「人口推計」という。)から、児童手当の対象人口が年2%減少するものとして推計します。
	3. 公債費	既発行分については償還計画に基づき、また、新規発行分については、現状の利率と償還期間により推計し、各年度の公債費を見込みます。
	4. 物件費	令和7年度予算額から臨時的な経費を除いた額を基準とします。行政改革の取組みなどにより、歳出削減に取り組めますが、指定管理等の委託経費が多いことから、人件費の増大や物価高騰の影響を完全には排除できず、基準財政需要額の推計に伴う年1%の増額を見込んだ推計とします。
	5. 維持補修費	施設の改修等によるトータルコストの縮減に取り組めますが、物件費と同様に物価高騰の影響を完全には排除できず、基準財政需要額の推計に伴う年1%の増額を見込んだ推計とします。
	6. 補助費等	行政改革の取組みなどにより、令和7年度の水準を維持すると見込み、概ね横ばいの推計とします。
	7. 積立金	ふるさと応援基金寄附金と同額のほか、財政調整基金や減債基金等に積み立てるものとして当初予算で計上する額に有価証券利子収入を加えた額を計上します。
	8. 出資金等 (投資及び出資金・貸付金)	令和7年度の水準を維持すると見込み、横ばいの推計とします。
	9. 繰出金	基本的には、令和7年度の水準を維持すると見込みます。社会保障費についても人口推計から高齢者人口の大きな変化が予想されないことから横ばいの推計としますが、国保会計への繰出金についてのみ、関係する歳入の増加に連動し若干の増加を見込んだ推計とします。
	10. 投資的経費	大潟村公共施設総合管理計画において、長寿命化対策を伴った公共施設及びインフラ(道路・橋梁)に係る投資的経費については年平均5.9億円(8年間で47.2億円)と推計されており、本財政計画の推計でも維持補修費及び体育館増改築工事(総額20億円)と併せて同額以上を確保するものとし、普通建設事業費の通常要素分としては年間2.8億円と推計します。 なお、災害復旧事業費は存置項目とします。
	11. 予備費	令和7年度同額の10,000千円と見込みます。

(参考)第3期大潟村総合村づくり計画 目標人口推計



3. 村民体育館増改築に関する推計の条件

令和8年度に実施される村民体育館増改築工事に関する財政的な推計は、以下のとおりです。増改築後は、新たな施設の管理運営経費を支出に見込む必要があります。管理運営経費については、指定管理の導入や施設面積の拡大により委託料などの物件費の増加が見込まれる一方、低管理コストの設備の導入や人件費の削減、施設利用収入の増加などにより既存の経費から一定の縮減も期待されますが、詳細な試算がされていないため、本検討においては対象外とし、建設事業に係る経費の推計のみを行います。

(1) 概算事業

詳細設計は現在調整中ですが、既存部分の改築に加え、トレーニングルームやキッズスペース、災害備蓄倉庫等も含む約1,100㎡の増築を予定しています。

なお、今後検討する規模や整備手法などにより、整備費用は変更になる可能性があります。

種別	概算事業費	備考
体育館本体工事	1,537,745 千円	増築面積1,100㎡を想定
その他設備等工事	339,282 千円	電気設備、機械設備等
備品購入費	94,160 千円	施設備品、スポーツ用備品等
設計監理委託	28,813 千円	
合計	2,000,000 千円	

(2) 財源及び将来負担への影響

事業費に関しては、前項のとおり積算となります。財源について、国庫補助金の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が活用できる見込みです。残りは一般補助施設整備事業債と一般財源を見込みます。

(財源内訳)

項目	金額	備考
補助金	1,000,000 千円	補助率1/2
地方債	900,000 千円	一般補助施設整備事業債(充当率90%)
一般財源	100,000 千円	地方債以外の部分は基金を想定
合計	2,000,000 千円	

(将来負担への影響)

項目	内容	備考
地方債借入額	900,000 千円	財政融資資金
借入条件	20年元利均等償還	据置3年、全期間固定
利率	年2.8%	令和7年12月現在利率
年間元利償還額	24,725 千円	

4. 将来推計について

各推計条件のもと行った将来推計の結果は以下のとおりです。

(1) 財政収支について

(百万円)

	項 目	決算額	予算額	推計額							
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
歳入	村 税	726	913	1,107	925	934	930	928	925	923	921
	譲 与 税 交 付 金 等	212	202	198	198	198	198	198	198	198	198
	地 方 交 付 税	1,597	1,545	1,455	1,397	1,489	1,505	1,530	1,555	1,580	1,605
	分 担 金 及 び 負 担 金	25	24	25	25	25	25	25	25	25	25
	使用料 及 び 手 数 料	66	64	64	64	64	64	64	64	64	64
	国 県 支 出 金	1,312	1,581	2,260	528	529	529	530	531	531	532
	財 産 収 入	9	25	30	37	18	26	21	29	25	26
	寄 附 金	134	130	130	130	130	130	130	130	130	130
	繰 入 金	395	461	280	280	280	280	280	280	280	280
	繰 越 金	193	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	諸 収 入	80	109	60	60	60	60	60	60	60	60
	村 債	137	169	1,200	200	200	200	200	200	200	200
歳 入 計 (A)	4,886	5,233	6,819	3,855	3,936	3,957	3,976	4,006	4,025	4,051	
歳出	義 務 的 経 費	1,186	1,272	1,306	1,348	1,366	1,376	1,367	1,365	1,369	1,378
	人 件 費	706	761	796	810	824	838	852	867	881	896
	扶 助 費	155	182	183	182	180	179	178	177	175	174
	公 債 費	325	329	327	356	362	359	337	321	313	308
	そ の 他 行 政 経 費	2,500	2,624	2,293	2,306	2,317	2,331	2,343	2,355	2,368	2,380
	物 件 費	942	1,142	970	980	990	1,000	1,010	1,020	1,030	1,040
	維 持 補 修 費	48	68	60	61	61	62	62	63	64	64
	補 助 費 等	895	1,057	900	900	900	900	900	900	900	900
	積 立 金	444	145	143	145	146	148	150	151	153	155
	出 資 金 等	16	16	20	20	20	20	20	20	20	20
	繰 出 金	155	196	200	200	200	201	201	201	201	201
	投 資 的 経 費	999	1,327	3,224	280	280	280	280	280	280	280
	体育館増改築事業	0	51	2,000	0	0	0	0	0	0	0
	脱炭素事業	263	970	744	0	0	0	0	0	0	0
	その他特別要素	465	0	200	0	0	0	0	0	0	0
	通常要素	271	306	280	280	280	280	280	280	280	280
	予 備 費	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	歳 出 計 (B)	4,685	5,233	6,833	3,944	3,973	3,997	4,000	4,010	4,027	4,048
歳入歳出差引額(A)-(B)		201	0	-14	-89	-37	-40	-24	-4	-2	3

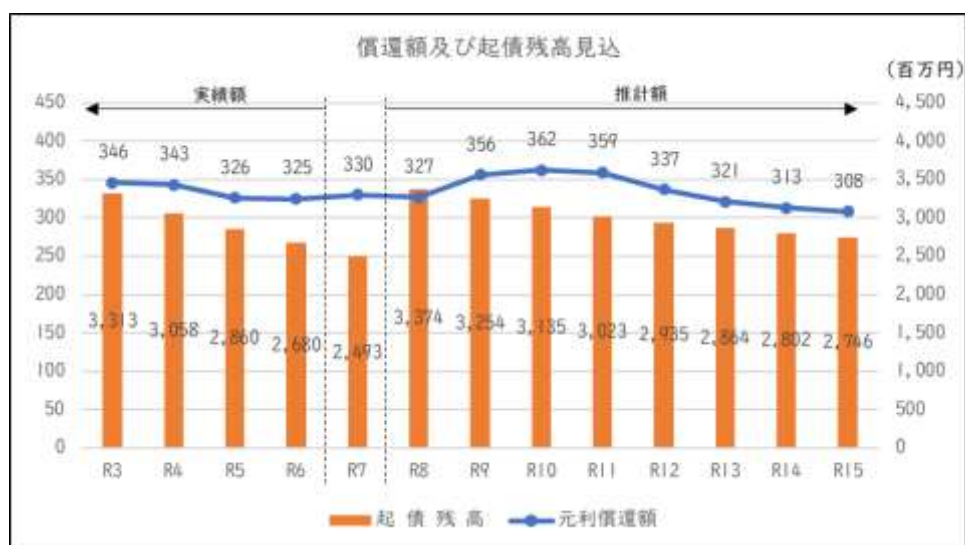
◎財政調整基金の見込

前年度年度末残高	338	578	310	356	327	350	370	406	462	520
繰入額	0	328	14	89	37	40	24	4	2	0
積立額	240	60	60	60	60	60	60	60	60	60
年度末残高	578	310	356	327	350	370	406	462	520	580

- ・ 令和8年度は体育館増改築事業に係る1億円の一般財源負担があること、令和9～12年度は公債費がピークを迎えることなどから収支はマイナスとなり、財政調整基金からの繰り入れが必要と推計します。令和13年度以降はそれらの要因が排除され、概ね均衡した収支になるものと推計されます。
- ・ 財政調整基金の見込は令和6年度は決算額とし、令和7年度の繰入額は予算額、令和8年度以降の繰入額は収支のマイナス分を計上しています。令和7年度以降の積立額は過年度の平均により6,000万円を計上しています。

(2) 地方債残高について

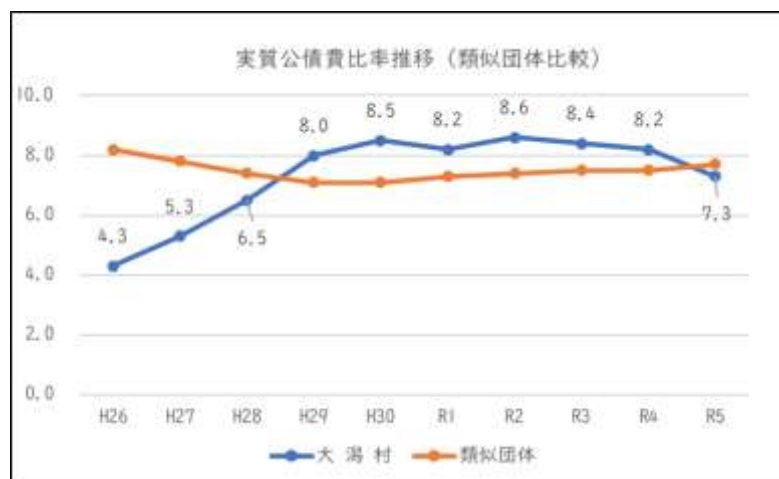
地方債残高の推計は以下のとおりです。



令和8年度に体育館増改築工事により、起債残高は33億円を超える見込です。その後は発行抑制の方針により逡減していき、令和12年度以降は30億円を下回る見込です。

年償還額は令和10年度にピークを迎えます。体育館増改築工事に係る起債の償還は、令和12年度から開始となりますが、学校建設に係る起債の償還(年額約6,000万円)が令和11年度で終了することから、年償還額が極端に増加することなく逡減していく見込です。地方債の発行は、その負担を将来に残すものではありませんが、庁舎など、長期にわたり利用する施設の整備に関する財源においては、地方債の活用を検討する必要がありますので、将来の過度な負担とならない範囲で地方債の活用を行います。

〈参考：実質公債費比率の推移〉



令和4年度までは、学校教育施設等整備事業(小中学校建替)や認定こども園建設事業などの償還開始による元利償還金の増加が影響し、類似団体平均を上回っていましたが、令和5年度には改善しています。地方債残高の推計から今後も概ね類似団体平均と同程度の比率で推移していくものと見込まれます。

(3) 基金残高について

基金残高については年度ごとの決算状況により、積立額及び取崩額が変動するものですが、主な基金については以下の方針で運用していくものとします。

- ・財政調整基金の残高については、これまで標準財政規模(約22億円)の10%を目安に積立ててきましたが、社会情勢や県内市町村との比較により近年の予算規模(約50億円)の10%(=約5億円)を目安に積み立てていくものとします。

積立額は前年度繰越金の1/2以上とし、資金の流動性確保をプライオリティとしながらも効果的な運用の観点から、約1億円を債券により運用し、財産収入の確保を図ることとします。

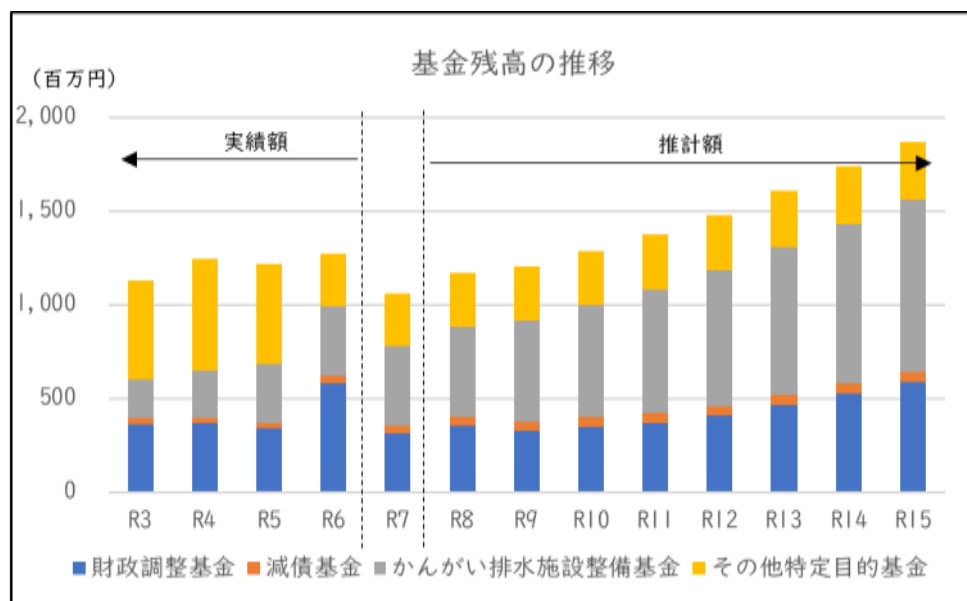
- ・かんがい排水施設整備基金については、令和25年度からの国営かんがい排水事業の負担金支払いに向けて、今後も年5,000万円以上の積み増しを実施していくものとします。

なお、財政調整基金と異なり資金の流動性よりも運用収入を重視し、安全かつ確実な債券として国債を中心とした運用を実施していくものとします。

- ・ふるさと応援基金については、寄附された方の思いを速やかに実現するため寄附のあった翌年に全額取り崩すことを基本とします。

- ・その他基金については、財政状況により積立て及び取崩ししていくものとします。

〈基金残高の推計〉



(百万円)

種 別	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
財政調整基金	364	365	338	578	310	356	327	350	370	406	464	524	584
減債基金	30	31	32	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
かんがい排水施設整備基金	207	250	315	370	425	481	539	598	659	722	786	852	920
その他特定目的基金	525	599	529	275	279	283	287	291	295	299	303	307	311
合 計	1,126	1,245	1,214	1,268	1,060	1,167	1,201	1,288	1,374	1,478	1,605	1,736	1,869

5. 今後の財政運営の考え方について

引き続き、財政構造の弾力性を維持し、財政運営の継続性を確保していくため、行政改革の推進及び重要課題事業を踏まえた事業の見直しを進めていきます。

(1) 歳入面での取り組み

1) 受益者負担の適正化

公共施設管理の最適化のため、維持管理費の縮減に努めるとともに、継続的な使用料・手数料の見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

また、特別会計や企業会計においても、保険料或使用料の見直しを行うことで歳入の確保に努め、一般会計からの基準外繰出しの縮減などを図ります。

2) 村有財産の適正管理

村有財産の所有目的を明確にし、遊休資産等については、有効活用を検討しながらも公共施設の総量に留意しながら、除却や売却、貸付などを検討し、トータルコストの削減と新たな財源確保に努めます。

3) 計画的な基金運用

基金の運用方針については、前項に記載のとおりですが、金利上昇局面において単なる定期預金だけではなく、国債等の債券によるラダー運用など確実かつ有利な方法で運用し、利息収入の確保に努めます。

(2) 歳出面での取り組み

1) 事務事業の見直し・DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

事業のスクラップアンドビルドやDXの推進などにより経常経費の削減を行うとともに、経費の増加を抑制します。なお、DXについては、ランニングコストによる経常経費の増加が懸念されることから、費用対効果(住民の利便性向上・事務の効率化等)を十分に検討のうえ、推進するものとします。

2) 施設の民営化・民間活力の導入

村や職員が担うべき業務を見直し、施設の民営化や民間活力の導入を進めることで行政サービスの効率化を図ります。

3) 公共施設等の適正な管理

公共施設の更新時に機能の複合化・多様化を検討するとともに、公民連携や広域連携を検討し、トータルコストの削減を推進します。

また、大潟村公共施設総合管理計画に基づく予防的な修繕を実施することで、施設の長寿命化と維持補修費の縮減を図り、大規模改修においては国庫補助金や有利な起債の活用など特定財源の確保により一般財源の負担を抑制します。

4) 人件費、物件費、補助費等について

これらの経費は、歳出の中でも大きな割合を占めるものです。人件費については、定員適正化計画による増員等もあり本財政計画においても増加の推計としています。また、物件費についても、近年の物価上昇によりこれまでの同様の取組だけでは経費削減が難しい状況にあり、同様に一定の増加を見込んでいますが、他の取組と併せて、絶えず効率的な人員配置や経費の見直しを模索し、国の地方財政計画における基準財政需要額の増加率の範囲内に収めるよう努めるものとします。

補助費等については、長年継続している事業が多く、事業目的の達成状況や事業効果等を十分精査し、継続事業であっても大潟村総合村づくり計画の基本計画の期間(前期4年・後期4年)を区切りに事業の見直しと経費の抑制を図ります。

こうした取組により、義務的経費及びその他の行政経費の増加を抑制し、必要な投資的経費を確保することで、財政の弾力性向上を図っていきます。

6. おわりに

本計画の試算は、現時点で制度の変更が予定されているもの以外は原則として現行の制度が変わらないものと仮定し、これまでの決算数値等を参考にするなど一定の想定に基づいて推計したものです。よって、制度改正や村民ニーズの変化など、今後の社会情勢の変化を受けて変更になる可能性があります。

また、推計に用いた事業費などについては、現段階での概算費用であり、予算化にあたっては、詳細な事業内容の検討や費用の積み上げが必要になるため、将来の予算編成を拘束するものではありません。

資料編 3 大潟村定員管理計画

大潟村定員管理計画見直し方針

1. 計画見直しの背景

昭和51年度に職員定数条例で、職員定数を50人と定めて以降、時代の変遷とともに増加する行政需要へ対応するため、段階的に職員定数の見直しを行い、平成6年度の条例改正において、職員定数は70人となりました。

その後、全国的に市町村合併が推進された「平成の大合併」中で、自立した単独自治体として徹底した業務効率化等による行財政改革に取り組み、職員数の抑制に努めてきました。その結果、令和7年4月1日現在の職員定数は63人、職員数が60人となっています。

【表1】職員定数の変遷

(単位：人)

年度	職員定数	従前比	理由等
昭和51年度～昭和53年度	50		
昭和54年度	56	+6	保育園設置
昭和55年度～平成元年4月	63	+7	村長部局の業務量増加
平成元年5月～平成3年度	63	---	部局ごと職員定数の調整
平成4年度～平成5年度	67	+3	村長部局の業務量増加
平成6年度～平成18年度	70	+4	村長部局の業務量増加
平成19年度～平成27年度	61	▲9	職員定数適正化
平成28年度～	63	+2	こども園開園

しかし近年、地方自治体を取り巻く国内外の情勢は著しく変化しており、本村においても、予想を上回る少子化や急速に進展するデジタル化、地球規模での気候変動による農業への直接的な影響など社会要因による新たな行政課題への対応など、行政需要はこれまでも増して高まっています。

また、地方創生への取り組みをはじめ多様化・複雑化する行政需要への対応も求められる中、質の高い行政サービスを維持するためには、職員の育成と能力開発と同時に、職員の健康維持も重要な要素であり、働き方改革の推進によるワーク・ライフ・バランスの実現などを背景に、職員体制の充実・強化を図るなど、時代に対応した適正な職員定数の検討を進めていくことが必要となってきました。

2. 今後の職員数の変動要素

(1) 主な増要因

- ①地方創生の推進
- ②災害対応や経済対策事業など緊急的事業への対応

- ③重点事業の推進
- ④少子高齢化の進展による人口構成の変化
- ⑤村民のライフスタイルや価値観の多様化に伴う行政ニーズの複雑化
- ⑥職員のワーク・ライフ・バランスの実現
- ⑦職員の定年年齢の段階的な引き上げ

(2) 主な減要因

- ①アウトソーシングの推進
- ②民間手法(PPP、PFI、指定管理制度)の活用
- ③DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- ④事業等のスクラップアンドビルドの実施

【表2】職員数の推移

(単位：人)

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
職員数(4月1日現在)	60	60	59	60	60	60	60	60
採用者数	2	2	3	5	4	4	5	4
再任用・暫定再任用	1	3	3	4	3	3	0	0
退職者数	4	4	5	3	4	2	4	---
定年退職者数	4	0	3	0	0	0	0	0
普通退職者数	0	4	2	3	4	2	4	---
ー 20代	0	2	1	1	0	1	0	---
年 30代	0	1	0	1	2	0	2	---
代 40代	0	1	0	0	2	1	0	---
別 50代	0	0	0	1	0	0	2	---
ー 60代	0	0	0	0	0	0	0	---
派遣・出向職員数	1	2	1	2	1	2	2	1
育児休業取得者数	2	3	2	2	1	2	0	3

※採用者及び退職者には、農林水産省への出向者及び秋田県教育委員会からの出向者を含む。

【表3】職員1人あたりの時間外勤務時間数(時間/年)の推移

(単位：時間, 人)

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
時間外勤務時間数	4,179	2,581	3,512	3,283	4,610	4,902
職員1人あたりの年平均時間数	79	54	98	91	92	96
最長時間外勤務者の時間数	437	299	418	418	359	348
時間外勤務が年360時間を超えている職員数	1	0	1	1	0	0

※規則に定める時間外勤務の上限時間は原則月45時間、年360時間

3. 職員数の現状

地方公共団体定員管理研究会が提供している定員管理診断表【表4】※¹から職員数を分析してみると、普通会計における、令和6年度の修正値※²による類似団体平均職員数が65人であるのに対し、村は▲11人(▲20.4%)となっています。令和5年度においては▲20人、令和4年度においては▲17人と恒常的に類似団体よりも少ない職員数となっており、類似団体と比較して、効率的な行政運営を行っているといえることもできますが、職員1人あたりの業務量が大きいことがうかがえます。

【表4】令和6年度定員管理診断表

令和6年1月1日現在 住民基本台帳人口 2,976 人						類 型	団 体 コード	都 道 府 県 名	市 区 町 村 名			
						町村 I－0	053686	秋田県	大潟村			
大 部 門	職員数の増減					単純値及び修正値により算出した職員数との比較						
	R5.4.1	R6.4.1		R7.4.1		単純値 による比較			修正値 による比較			
	現 在	現 在	増 減	現 在	増 減	単純値 × $\frac{\text{住基人口}}{10,000}$	超 過 数	超 過 率	修正値 × $\frac{\text{住基人口}}{10,000}$	超 過 数	超 過 率	
	職 員 数	職 員 数		職 員 数								
	A	B	B-A	C	C-B	D	E(B-D)	E/B×100	F	G(B-F)	G/B×100	
	人	人	人	人	人	人	人	%	人	人	%	
議 会	1	1		1		2	▲ 1	▲ 100.0	2	▲ 1	▲ 100.0	
総 務 ・ 企 画	14	16	2	15	▲ 1	20	▲ 4	▲ 25.0	20	▲ 4	▲ 25.0	
税 務	2	2		2		4	▲ 2	▲ 100.0	4	▲ 2	▲ 100.0	
民 生	4	4		5	1	14	▲ 10	▲ 250.0	6	▲ 2	▲ 50.0	
衛 生	7	6	▲ 1	6		7	▲ 1	▲ 16.7	7	▲ 1	▲ 16.7	
農 林 水 産	7	8	1	7	▲ 1	8		0.0	6	2	25.0	
商 工	1	1		1		3	▲ 2	▲ 200.0	2	▲ 1	▲ 100.0	
土 木	1	1		1		5	▲ 4	▲ 400.0	4	▲ 3	▲ 300.0	
一 般 行 政 計	37	39	2	38	▲ 1	61	▲ 22	▲ 56.4	51	▲ 12	▲ 30.8	
教 育	16	15	▲ 1	16	1	11	4	26.7	14	1	6.7	
消 防												
普 通 会 計 計	53	54	1	54		72	▲ 18	▲ 33.3	65	▲ 11	▲ 20.4	
病 院												
水 道	1	1		1								
下 水 道	1	1		1								
交 通												
そ の 他	5	4	▲ 1	4								
公営企業等会計	7	6	▲ 1	6								
合 計	60	60		60								

※¹ 定員管理診断表は、全国の市町村を人口規模と産業構造を基準に類型区分したうえで、同じ区分に属する市町村の職員数と人口をもとに、人口1万人あたりの職員数の平均値を算出し、適正な定員管理を検討するうえでの参考指標となるものです。

※² 平均値の算出方法には、単純値と修正値があり、それぞれ次のような性質がありますが、本村の行政サービスの特徴を踏まえた分析を行うため、本方針では修正値を用いることとします。

- ・単純値 職員が配置されていない部門を考慮することなく集計して、平均値を算出します。
- ・修正値 各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象にして、平均値を算出します。

4. 今後の職員数の見込

今後の職員数の変動要素を鑑み、職員数は一定の増減が見込まれるものの、人口減少や少子高齢化の加速度的な進行、昨今の急激な社会情勢の変化により、数年先の行政需要の予測や不確定要素のある事業の進捗、達成状況を精緻に職員定数に反映することは現実的ではありません。

一方で、育児や介護、心身の健康上の理由により、中長期の休暇や休業を希望する職員が増加しており、実質的な欠員が常態化しています。引き続き、広域行政等への派遣、出向により、実職員数の減員も見込まれる中で、複雑化、多様化する行政需要に対応していくため、各職務分野や職位に応じた求められる知識・技能等のもと、必要となる人材を育成するためには、柔軟で機動的な職員配置を実現する定員管理が必要であり、令和9年度には必要となる職員数が条例定数63人を超える見込みです。

人口減少社会に対応した地方創生の推進、村民のライフスタイルや価値観の多様化に伴う行政ニーズの複雑化に対応する「第3期大湊村総合村づくり計画」を具現化し、様々な事業を着実に推進させ、更には職員のワーク・ライフ・バランスの実現など行政需要への的確な対応と働き方改革、職員が主体的に研修へ参加する時間を確保し、研鑽を積む機会の創出など人材育成を進める職員体制を構築するため、計画的に職員数を増やすことが必要です。

5. 職員定数条例の改正について

令和7年4月1日現在の職員定数は63人ですが、今後見込まれる職員数を段階的に採用していくことで、令和9年度には職員数が職員定数を超過することになります。今後見込まれる職員数に鑑み、現在の職員定数に7人を加えた70人(+7人)を職員定数とします。

【表5】 事務部局ごとの職員定数(条例第2条関係)

(単位：人)

事務部局	現行定数	改正後	増減数	適要
議会	1	1		
村長	44	51	+7	
教育委員会	17	17		令和10年度：村民体育館指定管理開始予定
選挙管理委員会	(兼務)1	(兼務)1		
農業委員会	1	1		
監査委員	(兼務)1	(兼務)1		
合計	63	70	+7	

6. 職員配置の最適化

大潟村職員定数条例は常勤職員を対象とするものでありますが、村には常勤職員以外にも会計年度任用職員など、様々な雇用形態の職員が各課に配置されています。

そのうち会計年度任用職員は、令和7年4月1日現在、78人を任用しており、行政サービスの担い手として、欠かすことのできない存在となっています。

常勤職員及び会計年度任用職員を含め、職責や業務量、専門性などを総合的に勘案した上で、限られた人的資源を最大限活用できるよう、住民サービスの向上に向けて職員配置の最適化を図るとともに、厳しい財政状況が今後も予想される中、健全な財政運営を維持するためには、行政需要に対する適正な総職員数を見極め、多様な人材の活用やアウトソーシングの推進、ICTの活用により、組織体制と職員数の適正化に取り組む必要があります。

7. 今後の人材確保

令和13年度に向けて、職員の定年年齢は段階的に引上げを行いますが、将来にわたって安定した行政運営を継続していくためには、多様化、複雑化する行政課題に対し、的確かつ迅速に対応できる人材を毎年度幅広く確保していく必要があります。

特に、近年は少子化の影響を受け、職員採用試験の申込者数が減少している一方で、雇用の流動化に伴い普通退職者数は増加傾向にあり、自治体間での人材獲得競争も激化しています。

社会情勢を踏まえた職員採用手法の検討を行うとともに、村で働く環境や職員採用計画について積極的に情報を発信していくなど、人材確保に向けた取り組みを強化し、職員採用についても重点的に取り組んでいくこととします。

大湊村定員管理計画

大湊村定員管理計画

(単位：人、%)

年 度	基準	計画期間							
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
職員定数	63	70	70	70	70	70	70	70	70
職員数(4月1日現在)	60	63	64	65	66	66	66	66	66
定年退職者数	0	0	0	1	0	1	0	1	1
次年度採用者数	3	1	1	2	0	1	0	1	1

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
職員数(4月1日現在)	60	63	64	65	66	66	66	66	66
事務職	47	50	51	52	53	53	53	53	53
保育教諭	9	9	9	9	9	9	9	9	9
栄養士	1	1	1	1	1	1	1	1	1
保健師	3	3	3	3	3	3	3	3	3

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
職員数(4月1日現在)	60	63	64	65	66	66	66	66	66
うち 60 歳以上職員数	0	1	2	3	3	3	3	4	6
職員数に占める割合	0%	1.6%	3.1%	4.6%	4.5%	4.5%	4.5%	6.1%	9.1%